

青森労働局発表
平成27年11月27日

青森労働局職業安定部職業対策課
課長 中川 勝則
課長補佐 赤坂 道夫
障害者雇用担当官 森 恭二

青森市新町二丁目4-25
青森合同庁舎 7F
TEL 017(721)2003
FAX 017(773)5372

平成27年度

障害者雇用状況報告のまとめ

—平成27年6月1日現在—

平成27年11月

青森労働局職業安定部

I. はじめに

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国及び地方公共団体は、次に掲げる一定の割合（以下「法定雇用率」という。）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされ、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされています。

厚生労働省では、今般、平成27年6月1日現在における同報告を集計し、結果をとりまとめました。青森県における障害者の雇用状況等の結果の概要は、次頁以降のとおりです。

※ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用の義務の対象となる障害者は身体障害者及び知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率の算定対象にすることができる）。

- 民間企業
 - ・ 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.0%
（対象企業：50人以上規模の企業）
 - ・ 特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.3%
（対象法人：43.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）
- 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.3%
（対象機関：職員数43.5人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.2%
（対象機関：職員数45.5人以上規模の機関）

（カッコ内はそれぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

Ⅱ. 民間企業における雇用状況

1. 一般の民間企業

(1) 雇用されている障害者の数及び実雇用率

2. 0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業数(50人規模以上の企業)は881企業で、前年に比べ23企業(2.7%)増加し、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数は144,533.5人で、前年に比べ3,110.0人(2.2%)増加した。

雇用されている障害者の数は2,736.5人となり、前年に比べて144.5人(5.6%)の増加となった。

この結果、実雇用率は前年に比べて0.06ポイント上昇し1.89%となった。

(第1表、第2表)

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成27年6月1日現在)

法定雇用率	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
2.0%	企業 881	人 144,533.5	人 573	人 126	人 1,234	人 461	人 2,736.5	人 302.5	% 1.89	企業 454	% 51.5
(2.0%)	(858)	(141,423.5)	(581)	(104)	(1,151)	(350)	(2,592.0)	(263.0)	(1.83)	(405)	(47.2)

(厚生労働省職業安定局集計)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

(各年6月1日現在)

年	① 企業数	② 障害者数		③ 実雇用率		④ 法定雇用率 達成企業数		⑤ 全 国 実 雇 用 率
		人	前年比 増減	%	前年比 増減	割	合	
	企業	人	人	%	ポイント	企業	%	%
平成元年	454	1,100		1.39		192	42.3	1.32
2	465	1,162	62	1.43	0.04	188	40.4	1.32
3	535	1,280	118	1.44	0.01	211	39.4	1.32
4	570	1,379	99	1.48	0.04	237	41.6	1.36
5	579	1,536	157	1.60	0.12	246	42.5	1.41
6	588	1,561	25	1.60	0.00	248	42.2	1.44
7	581	1,601	40	1.64	0.04	249	42.9	1.45
8	570	1,592	△ 9	1.62	△ 0.02	256	44.9	1.47
9	562	1,588	△ 4	1.60	△ 0.02	261	46.4	1.47
10	584	1,563	△ 25	1.54	△ 0.06	247	42.3	1.48
11	681	1,596	33	1.50	△ 0.04	251	36.9	1.49
12	676	1,556	△ 40	1.46	△ 0.04	248	36.7	1.49
13	671	1,583	27	1.49	0.03	257	38.3	1.49
14	662	1,553	△ 30	1.53	0.04	256	38.7	1.47
15	666	1,549	△ 4	1.50	△ 0.03	272	40.8	1.48
16	675	1,612	63	1.52	0.02	290	43.0	1.46
17	694	1,682	70	1.54	0.02	290	41.8	1.49
18	711	1,701.0	19.0	1.52	△ 0.02	298	41.9	1.52
19	702	1,769.5	68.5	1.56	0.04	304	43.3	1.55
20	688	1,827.0	57.5	1.57	0.01	293	42.6	1.59
21	661	1,926.0	99.0	1.65	0.08	292	44.2	1.63
22	666	1,979.0	53.0	1.71	0.06	329	49.4	1.68
23	712	2,131.0	152.0	1.67	△ 0.04	333	46.8	1.65
24	731	2,223.5	92.5	1.70	0.03	347	47.5	1.69
25	831	2,466.5	243.0	1.78	0.08	385	46.3	1.76
26	858	2,592.0	125.5	1.83	0.05	405	47.2	1.82
27	881	2,736.5	144.5	1.89	0.06	454	51.5	1.88

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 雇用率算定対象障害者数は、次に掲げるものをいう。

昭和63年～平成4年	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
平成5年～平成17年	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)
平成23年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)

2 平成11年から法定雇用率が1.6%から1.8%に引き上げられ、調査対象企業が63人規模以上から56人規模以上企業となった。

3 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があった。

4 平成25年から法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、調査対象企業が56人規模以上から50人規模以上企業となった。

(2) 企業規模別の雇用状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は「第3表－③欄」とおり、50～100人未満規模企業、200～300人未満規模企業、500～1,000人未満規模企業、1,000人以上規模企業で前年より増加し、100人～200人未満規模企業、300人～500人未満規模企業では前年より減少した。

また、法定雇用率達成企業割合では、100人～200人未満規模企業、200人～300人未満規模企業及び、500～1,000人未満規模企業で50%以上となった。

(第3表)

第3表 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成27年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 881 (858)	人 144,533.5 (141,423.5)	人 573 (581)	人 126 (104)	人 1,234 (1,151)	人 461 (350)	人 2,736.5 (2,592.0)	人 302.5 (263.0)	% 1.89 (1.83)	企業 454 (405)	% 51.5 (47.2)
50～ 100人未満	企業 445 (435)	人 30,174.0 (29,538.5)	人 76 (91)	人 21 (16)	人 193 (182)	人 131 (80)	人 431.5 (420.0)	人 74.5 (56.0)	% 1.43 (1.42)	企業 194 (190)	% 43.6 (43.7)
100～ 200人未満	企業 253 (247)	人 31,722.0 (31,583.5)	人 137 (160)	人 29 (35)	人 268 (244)	人 116 (115)	人 629.0 (656.5)	人 82.0 (48.5)	% 1.98 (2.08)	企業 152 (129)	% 60.1 (52.2)
200～ 300人未満	企業 84 (75)	人 18,618.5 (16,578.5)	人 101 (77)	人 26 (11)	人 193 (171)	人 85 (43)	人 463.5 (357.5)	人 43.0 (47.0)	% 2.49 (2.16)	企業 62 (47)	% 73.8 (62.7)
300～ 500人未満	企業 52 (58)	人 17,558.5 (19,752.5)	人 58 (61)	人 20 (19)	人 145 (150)	人 47 (42)	人 304.5 (312.0)	人 29.0 (32.5)	% 1.73 (1.58)	企業 23 (21)	% 44.2 (36.2)
500～ 1,000人未満	企業 30 (26)	人 18,713.5 (16,283.5)	人 80 (80)	人 17 (10)	人 148 (115)	人 38 (25)	人 344.0 (297.5)	人 34.0 (30.5)	% 1.84 (1.83)	企業 15 (11)	% 50.0 (42.3)
1,000人以上	企業 17 (17)	人 27,747.0 (27,687.0)	人 121 (112)	人 13 (13)	人 287 (289)	人 44 (45)	人 564.0 (548.5)	人 40.0 (48.5)	% 2.03 (1.98)	企業 8 (7)	% 47.1 (41.2)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第1表と同じ

(3) 企業規模別における新規雇入れ障害者数の状況

平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に、一般の民間企業に新規に雇入れられた障害者数は302.5人となり、前年と比較して39.5人増加した。

(第4表)

第4表 一般の民間における企業規模別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
50～100人未満	74.5 (56.0)	24.6 (21.3)
100～200人未満	82.0 (48.5)	27.1 (18.4)
200～300人未満	43.0 (47.0)	14.2 (17.9)
300～500人未満	29.0 (32.5)	9.6 (12.4)
500～1,000人未満	34.0 (30.5)	11.2 (11.6)
1,000人以上	40.0 (48.5)	13.2 (18.4)
規 模 計	302.5 (263.0)	100.0 (100.0)

(厚生労働省職業安定局集計)

- (注) 1 新規雇入れ者とは、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に雇入れられ平成27年6月1日現在在職している者である。
2 下段()は平成26年6月1日現在の数値である。

(4) 産業別の雇用状況

産業別の実雇用率をみると、製造業(2.09%→2.11%)、運輸・郵便業(1.83%→1.97%)、卸売・小売業(1.38%→1.48%)、金融・保険業(1.80%→1.97%)、宿泊・飲食サービス業(1.26%→1.44%)、教育・学習支援業(1.45%→1.64%)、医療・福祉(2.04%→2.18%)、複合サービス事業(1.04%→1.24%)で前年より上昇した。

一方、農・林・漁業(1.59%→1.45%)、建設業(1.59%→1.58%)、情報通信業(1.09%→1.03%)、不動産・物品賃貸業(1.13%→1.06%)、学術研究・専門・技術サービス業(1.85%→1.23%)、生活関連サービス・娯楽業(3.92%→3.53%)、サービス業(1.74%→1.66%)で前年より低下した。

(第5表)

第5表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成27年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者 ある 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	881 (858)	144,533.5 (141,423.5)	573 (581)	126 (104)	1,234 (1,151)	461 (350)	2,736.5 (2,592.0)	302.5 (263.0)	1.89 (1.83)	454 (405)	51.5 (47.2)
農・林・漁業	8 (7)	1,100.0 (1,005.5)	4 (4)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	16.0 (16.0)	0.0 (0.0)	1.45 (1.59)	3 (5)	37.5 (71.4)
建設業	39 (34)	3,409.0 (3,048.5)	14 (14)	0 (0)	25 (20)	2 (1)	54.0 (48.5)	1.5 (3.5)	1.58 (1.59)	17 (15)	43.6 (44.1)
製造業	182 (175)	36,630.5 (35,757.5)	192 (185)	17 (14)	361 (355)	19 (16)	771.5 (747.0)	56.0 (68.0)	2.11 (2.09)	106 (102)	58.2 (58.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (0)	50.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (-)	0 (0)	0.0 (-)
情報通信業	19 (19)	2,335.0 (2,293.5)	8 (8)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	24.0 (25.0)	2.0 (2.0)	1.03 (1.09)	8 (8)	42.1 (42.1)
運輸・郵便業	54 (55)	7,260.5 (7,419.0)	30 (28)	5 (5)	74 (71)	8 (8)	143.0 (136.0)	10.0 (5.0)	1.97 (1.83)	27 (31)	50.0 (56.4)
卸売・小売業	143 (146)	27,968.5 (27,859.5)	76 (77)	18 (11)	204 (181)	82 (79)	415.0 (385.5)	50.0 (40.5)	1.48 (1.38)	53 (43)	37.1 (29.5)
金融・保険業	9 (9)	5,897.5 (5,914.5)	34 (31)	1 (3)	45 (40)	4 (3)	116.0 (106.5)	8.5 (12.5)	1.97 (1.80)	6 (3)	66.7 (33.3)
不動産・物品賃貸業	6 (5)	804.5 (661.5)	3 (3)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	8.5 (7.5)	1.0 (1.5)	1.06 (1.13)	2 (1)	33.3 (20.0)
学術研究・専門・技術サービス業	13 (13)	976.5 (974.5)	3 (5)	0 (0)	6 (8)	0 (0)	12.0 (18.0)	0.0 (0.0)	1.23 (1.85)	6 (7)	46.2 (53.8)
宿泊・飲食サービス業	35 (34)	3,847.5 (3,765.5)	8 (7)	3 (1)	29 (25)	15 (15)	55.5 (47.5)	9.0 (4.0)	1.44 (1.26)	18 (15)	51.4 (44.1)
生活関連サービス・娯楽業	23 (24)	3,217.5 (3,299.5)	20 (38)	1 (0)	65 (52)	15 (3)	113.5 (129.5)	1.5 (15.0)	3.53 (3.92)	10 (11)	43.5 (45.8)
教育・学習支援業	15 (15)	1,918.5 (1,903.0)	8 (7)	0 (0)	15 (13)	1 (1)	31.5 (27.5)	6.5 (0.0)	1.64 (1.45)	9 (7)	60.0 (46.7)
医療・福祉	240 (233)	34,607.0 (33,354.5)	132 (132)	68 (60)	282 (259)	278 (196)	753.0 (681.0)	122.5 (89.0)	2.18 (2.04)	144 (118)	60.0 (50.6)
複合サービス事業	19 (18)	4,350.0 (4,364.5)	11 (10)	0 (0)	31 (25)	2 (1)	54.0 (45.5)	9.5 (2.0)	1.24 (1.04)	8 (6)	42.1 (33.3)
サービス業	75 (71)	10,161.0 (9,802.5)	30 (32)	12 (9)	80 (85)	34 (26)	169.0 (171.0)	24.5 (20.0)	1.66 (1.74)	37 (33)	49.3 (46.5)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第1表と同じ

(5) 産業別における新規雇入れ障害者数の状況

平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に、新たに雇入れられた障害者数について産業別にみると、運輸・郵便業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業で増加している。製造業、卸売・小売業、医療・福祉の3業種で全体の75.5%を占めている。

(第6表)

第6表 一般の民間における産業別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
農・林・漁業	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
建設業	1.5 (3.5)	0.5 (1.3)
製造業	56.0 (68.0)	18.5 (25.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
情報通信業	2.0 (2.0)	0.7 (0.8)
運輸・郵便業	10.0 (5.0)	3.3 (1.9)
卸売・小売業	50.0 (40.5)	16.5 (15.4)
金融・保険業	8.5 (12.5)	2.8 (4.8)
不動産・物品賃貸業	1.0 (1.5)	0.3 (0.6)
学術研究・専門・技術サービス業	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
宿泊・飲食サービス業	9.0 (4.0)	3.0 (1.5)
生活関連サービス・娯楽業	1.5 (15.0)	0.5 (5.7)
教育・学習支援業	6.5 (0.0)	2.1 (0.0)
医療・福祉	122.5 (89.0)	40.5 (33.8)
複合サービス事業	9.5 (2.0)	3.1 (0.8)
サービス業	24.5 (20.0)	8.1 (7.6)
産 業 計	302.5 (263.0)	100.0 (100.0)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注)第4表と同じ

2. 特殊法人等における雇用状況

2.3%の法定雇用率が適用される特殊法人等における法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数は2,149.0人、雇用されている障害者の数は47.0人となり、実雇用率は2.19%となった。

(第7表)

第7表 特殊法人等における障害者の雇用状況

法定雇用率	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
2.3%	機関 4	2,149.0	13	0	21	0	47.0	7.0	2.19	機関 2	50.0
(2.3%)	(4)	(2,024.0)	(11)	(0)	(20)	(1)	(42.5)	(5.5)	(2.10)	(2)	(50.0)

(注)1 下段()は平成26年6月1日現在の数値である。

Ⅲ. 地方公共団体における雇用状況

1. 法定雇用率2.3%が適用される機関の状況(県・市町村等の地方公共団体)

地方公共団体のうち、法定雇用率2.3%が適用される行政機関(除外職員を除く職員数43.5人以上の機関)の雇用状況をみると、雇用されている障害者数は398.0人と前年より29.5人減少し、実雇用率は2.06%と前年より0.17ポイント低下した。

(第8表)

2. 法定雇用率2.2%が適用される機関の状況(県教育委員会)

法定雇用率2.2%が適用される機関(除外職員を除く職員数45.5人以上の機関)についてみると、雇用されている障害者数が155.5人と前年より1.5人増加し、実雇用率は1.87%と前年より0.04ポイント上昇した。

(第8表)

第8表 地方公共団体における障害者の在職状況

(平成27年6月1日現在)

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
法定雇用率2.3%が適用される機関	機関 61 (61)	人 19,321.5 (19,162.5)	人 100 (109)	人 3 (3)	人 191 (203)	人 8 (7)	人 398.0 (427.5)	人 32.5 (61.5)	% 2.06 (2.23)	機関 36 (44)	% 59.0 (72.1)
法定雇用率2.2%が適用される機関	1 (1)	8,314.0 (8,422.0)	37 (38)	0 (0)	81 (78)	1 (0)	155.5 (154.0)	9.0 (9.0)	1.87 (1.83)	0 (0)	0.0 (0.0)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 以下第1表と同じ

3. 機関区分別の状況

地方公共団体における雇用状況を機関区分別にみると、2.3%の法定雇用率が適用される県の機関は2.25%と前年より0.01ポイント低下し、市町村等の機関は2.00%と前年より0.22ポイント低下した。

また、教育委員会は、県の機関(法定雇用率2.2%)と市の機関(法定雇用率2.3%)では法定雇用率が異なるが、県教育委員会の実雇用率は1.87%と前年より0.04ポイント上昇、市教育委員会の実雇用率も3.02%と前年より0.43ポイント上昇した。

(第9表)

第9表 地方公共団体における機関区分別障害者の在職状況

(平成27年6月1日現在)

区 分	法定雇用率2.3%が適用される機関			法定雇用率2.2%が適用される機関		
	① 法定雇用障害 者の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率 ②÷①×100	① 法定雇用障害 者の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率 ②÷①×100
県 の 機 関	人 4,770.5 (4,848.5)	人 107.5 (109.5)	% 2.25 (2.26)	人 8,314.0 (8,422.0)	人 155.5 (154.0)	% 1.87 (1.83)
市 町 村 等 の 機 関 計	人 14,551.0 (14,314.0)	人 290.5 (318.0)	% 2.00 (2.22)			
市町村の首長 部 局	人 10,826.5 (10,750.0)	人 224.0 (252.0)	% 2.07 (2.34)			
市の公営機関	人 2,731.0 (2,559.5)	人 36.5 (40.0)	% 1.34 (1.56)			
市教育委員会	人 993.5 (1,004.5)	人 30.0 (26.0)	% 3.02 (2.59)			

(注)1 下段()は平成26年6月1日現在の数値である。

(青森労働局職業安定部集計)

平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 一般の民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	144,533.5 人	2,736.5 人	1.89 %	454 / 881	51.5 %
	(141,423.5 人)	(2,394 人)	(1.83 %)	(405 / 858)	(47.2 %)

※〔 〕内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,770.5 人	107.5 人	2.25 %	2 / 3	66.7 %
	(4,848.5 人)	(85 人)	(2.26 %)	(2 / 3)	(66.7 %)
都道府県知事部局	3,717.0 人	88.0 人	2.37 %	1 / 1	100.0 %
	(3,810.5 人)	(64 人)	(2.36 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の都道府県機関	1,053.5 人	19.5 人	1.85 %	1 / 2	50.0 %
	(1,038.0 人)	(18 人)	(1.88 %)	(1 / 2)	(50.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の首長部局	10,826.5 人	224.0 人	2.07 %	21 / 39	53.8 %
	(10,750.0 人)	(171 人)	(2.34 %)	(28 / 39)	(71.8 %)
市町村のその他機関	3,724.5 人	66.5 人	1.79 %	13 / 19	68.4 %
	(3,564.0 人)	(48 人)	(1.85 %)	(14 / 19)	(73.7 %)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
都道府県教育委員会	8,314.0 人	155.5 人	1.87 %	0 / 1	0.0 %
	(8,422.0 人)	(119 人)	(1.83 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	2,149.0 人	47.0 人 〔 34 人〕	2.19 %	2 / 4	50.0 %
	(2,024.0 人)	(42.5 人)	(2.10 %)	(2 / 4)	(50.0 %)
独立行政法人等	1,737.5 人	43.0 人 〔 31 人〕	2.47 %	1 / 1	100.0 %
	(1,703.5 人)	(39.0 人)	(2.29 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
地方独立行政法人等	411.5 人	4.0 人 〔 3 人〕	0.97 %	1 / 3	33.3 %
	(320.5 人)	(3.5 人)	(1.09 %)	(1 / 3)	(33.3 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1カウントとしている。
また、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 下段（ ）内は、平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 881 (858)	人 144,533.5 (141,423.5)	人 573 (581)	人 126 (104)	人 1,234 (1,151)	人 461 (350)	人 2,736.5 (2,592.0)	人 302.5 (263.0)	% 1.89 (1.83)	企業 454 (405)	% 51.5 (47.2)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 2,736.5 (2,592.0)	人 515 (509)	人 83 (64)	人 693 (663)	人 104 (88)	人 1,858.0 (1,789.0)	人 161.0 (138.5)	人 58 (72)	人 43 (40)	人 437 (405)	人 221 (167)	人 706.5 (672.5)	人 91.0 (83.0)	人 104 (83)	人 136 (95)	人 172.0 (130.5)	人 50.5 (41.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 881 (858)	144,533.5 (141,423.5)	573 (581)	126 (104)	1,234 (1,151)	461 (350)	2,736.5 (2,592.0)	302.5 (263.0)	1.89% (1.83)	454 (405)	51.5% (47.2)
50～100人未満	445 (435)	30,174.0 (29,538.5)	76 (91)	21 (16)	193 (182)	131 (80)	431.5 (420.0)	74.5 (56.0)	1.43% (1.42)	194 (190)	43.6% (43.7)
100～200人未満	253 (247)	31,722.0 (31,583.5)	137 (160)	29 (35)	268 (244)	116 (115)	629.0 (656.5)	82.0 (48.5)	1.98% (2.08)	152 (129)	60.1% (52.2)
200～300人未満	84 (75)	18,618.5 (16,578.5)	101 (77)	26 (11)	193 (171)	85 (43)	463.5 (357.5)	43.0 (47.0)	2.49% (2.16)	62 (47)	73.8% (62.7)
300～500人未満	52 (58)	17,558.5 (19,752.5)	58 (61)	20 (19)	145 (150)	47 (42)	304.5 (312.0)	29.0 (32.5)	1.73% (1.58)	23 (21)	44.2% (36.2)
500～1,000人未満	30 (26)	18,713.5 (16,283.5)	80 (80)	17 (10)	148 (115)	38 (25)	344.0 (297.5)	34.0 (30.5)	1.84% (1.83)	15 (11)	50.0% (42.3)
1,000人以上	17 (17)	27,747.0 (27,687.0)	121 (112)	13 (13)	287 (289)	44 (45)	564.0 (548.5)	40.0 (48.5)	2.03% (1.98)	8 (7)	47.1% (41.2)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					f. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	2,736.5 (2,592.0)	515 (509)	83 (64)	693 (663)	104 (88)	1,858.0 (1,789.0)	161.0 (138.5)	58 (72)	43 (40)	437 (405)	221 (167)	706.5 (672.5)	91.0 (83.0)	104 (83)	136 (95)	172.0 (130.5)	50.5 (41.5)
50～100人未満	431.5 (420.0)	69 (87)	19 (12)	123 (123)	27 (18)	293.5 (318.0)		7 (4)	2 (4)	57 (51)	50 (29)	98.0 (77.5)		13 (8)	54 (33)	40.0 (24.5)	
100～200人未満	629.0 (656.5)	116 (127)	26 (24)	160 (151)	29 (27)	432.5 (442.5)		21 (33)	3 (11)	84 (68)	59 (64)	158.5 (177.0)		24 (25)	28 (24)	38.0 (37.0)	
200～300人未満	463.5 (357.5)	91 (63)	12 (7)	107 (81)	14 (8)	308.0 (218.0)		10 (14)	14 (4)	66 (75)	53 (25)	126.5 (119.5)		20 (15)	18 (10)	29.0 (20.0)	
300～500人未満	304.5 (312.0)	55 (58)	6 (6)	94 (99)	8 (13)	214.0 (227.5)		3 (3)	14 (13)	41 (41)	24 (15)	73.0 (67.5)		10 (10)	15 (14)	17.5 (17.0)	
500～1,000人未満	344.0 (297.5)	73 (72)	10 (8)	77 (68)	13 (9)	239.5 (224.5)		7 (8)	7 (2)	53 (38)	15 (11)	81.5 (61.5)		18 (9)	10 (5)	23.0 (11.5)	
1,000人以上	564.0 (548.5)	111 (102)	10 (7)	132 (141)	13 (13)	370.5 (358.5)		10 (10)	3 (6)	136 (132)	20 (23)	169.0 (169.5)		19 (16)	11 (9)	24.5 (20.5)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 障害者法定雇用率未達成企業の規模別不足状況

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	
規模計	427 (100.0%)	318 (74.5%)	67 (15.7%)	21 (4.9%)	12 (2.8%)	9 (2.1%)	— —	— —	294 (68.9%)
50～ 100人未満	251 (100.0%)	251 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	250 (99.6%)
100～ 200人未満	101 (100.0%)	46 (45.5%)	51 (50.5%)	4 (4.0%)	— —	— —	— —	— —	43 (42.6%)
200～ 300人未満	22 (100.0%)	6 (27.3%)	7 (31.8%)	6 (27.3%)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	— —	— —	1 (4.5%)
300～ 500人未満	29 (100.0%)	8 (27.6%)	6 (20.7%)	9 (31.0%)	4 (13.8%)	2 (6.9%)	— —	— —	0 (0.0%)
500～ 1,000人未満	15 (100.0%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	4 (26.7%)	4 (26.7%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	9 (100.0%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	— —	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

市町村関係・首長部局（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	10,826.5	224.0	2.07	33.5	
青森市	1,863.0	44.0	2.36	0.0	
弘前市	926.0	21.0	2.27	0.0	
八戸市	1,164.0	31.0	2.66	0.0	
黒石市	448.0	7.0	1.56	3.0	
五所川原市	509.5	10.0	1.96	1.0	注4
十和田市	336.0	8.0	2.38	0.0	
三沢市	410.0	9.0	2.20	0.0	
むつ市	373.0	6.0	1.61	2.0	
つがる市	278.0	10.0	3.60	0.0	
平川市	329.0	9.0	2.74	0.0	注4
平内町	197.0	1.0	0.51	3.0	
今別町	90.0	1.0	1.11	1.0	
蓬田村	64.5	1.5	2.33	0.0	
外ヶ浜町	179.5	3.0	1.67	1.0	
鱒ヶ沢町	147.0	4.0	2.72	0.0	
深浦町	210.5	2.0	0.95	2.0	
西目屋村	-	-	-	-	注5
藤崎町	167.5	2.0	1.19	1.0	
大鰐町	148.0	3.0	2.03	0.0	
田舎館村	77.0	3.0	3.90	0.0	
板柳町	221.0	4.0	1.81	1.0	
鶴田町	111.0	2.0	1.80	0.0	
中泊町	161.5	7.0	4.33	0.0	
野辺地町	137.0	3.0	2.19	0.0	
七戸町	172.0	4.0	2.33	0.0	
六戸町	106.0	1.0	0.94	1.0	
横浜町	80.0	2.0	2.50	0.0	
東北町	184.5	1.0	0.54	3.0	
六ヶ所村	251.5	1.5	0.60	3.5	
おいらせ町	231.0	3.0	1.30	2.0	
大間町	76.0	0.0	0.00	1.0	
東通村	151.5	1.0	0.66	2.0	
風間浦村	56.0	2.0	3.57	0.0	
佐井村	50.0	3.0	6.00	0.0	
三戸町	174.0	4.0	2.30	0.0	
五戸町	272.0	7.0	2.57	0.0	
田子町	120.0	0.0	0.00	2.0	
南部町	198.0	1.0	0.51	3.0	
階上町	83.0	0.0	0.00	1.0	
新郷村	73.0	2.0	2.74	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 地方公共団体の機関の特例認定に基づき、他の機関を含めた実雇用率と不足数である。
- 5 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が43.5人未満となり法定雇用率2.3%の対象とならない。

市町村関係・市教育委員会（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	993.5	30.0	3.02	0.0	
青森市教育委員会	298.5	7.0	2.35	0.0	
弘前市教育委員会	152.0	6.0	3.95	0.0	
八戸市教育委員会	183.0	7.0	3.83	0.0	
黒石市教育委員会	83.0	2.0	2.41	0.0	
五所川原市教育委員会	-	-	-	-	注4
十和田市教育委員会	85.5	2.0	2.34	0.0	
三沢市教育委員会	60.0	2.0	3.33	0.0	
むつ市教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
つがる市教育委員会	70.5	2.0	2.84	0.0	
平川市教育委員会	-	-	-	-	注4

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 地方公共団体の機関の特例認定に基づき首長部局とあわせて不足数を判断する。

独立行政法人（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,149.0	47.0	2.19	5.0	
国立大学法人 弘前大学	1,737.5	43.0	2.47	0.0	
公立大学法人 青森県立保健大学	105.0	1.0	0.95	1.0	
公立大学法人 青森公立大学	63.0	2.0	3.17	0.0	
地方独立行政法人 青森県産業技術センター	243.5	1.0	0.41	4.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。